

## 令和6年1月29日 第15回管理型処分場環境安全委員会 議事録

尾形：本日はご多忙のところ、委員会にご出席いただきましてありがとうございます。ただ今より第15回管理型処分場環境安全委員会を開催いたします。当面の進行は、事務局の環境省福島地方環境事務所廃棄物処理施設運営管理室の尾形が務めます。よろしく願いいたします。始めに本日の出席の委員の皆さまをご紹介いたします。国立大学法人福島大学客員教授、河津賢澄委員。

河津：河津です。よろしく願いいたします。

尾形：国立研究開発法人日本原子力研究開発機構安全・核セキュリティ統括本部安全管理部部長、植頭康裕委員。

植頭：よろしく願いいたします。

尾形：福島県生活環境部環境回復推進監兼次長、安藤靖雄委員。

安藤：よろしく願いいたします。

尾形：福島県生活環境部中間貯蔵・除染対策課課長、加藤宏明委員。

加藤：加藤でございます。どうぞよろしく願いいたします。

尾形：富岡町健康づくり課課長、黒澤真也委員。

黒澤：黒澤です。どうぞよろしく願いいたします。

尾形：富岡町生活環境課課長、遠藤博生委員。

遠藤博生：富岡町の遠藤です。よろしく願いいたします。

尾形：檜葉町政策企画課課長、遠藤俊行委員。

遠藤俊行：檜葉町の遠藤です。よろしく願いいたします。

尾形：檜葉町くらし安全対策課課長、宇佐見元子委員。

宇佐見：こんにちは。檜葉町の宇佐見です。よろしく願いいたします。

尾形：富岡町太田行政区区長、猪狩昭彦委員。

猪狩昭彦：猪狩です。よろしく願いいたします。

尾形：富岡町毛萱行政区区長、佐藤謙一委員。

佐藤：佐藤でございます。よろしく願いいたします。

尾形：富岡町行政区長会会長、遠藤則政委員。

遠藤則政：遠藤です。よろしく願いいたします。

尾形：富岡町公害対策審議会会長、田中美奈子委員。

田中：田中でございます。よろしく願いいたします。

尾形：檜葉町上繁岡行政区区長、猪狩雄一委員。

猪狩雄一：猪狩でございます。よろしく願いいたします。

尾形：檜葉町波倉行政区区長、渡邊晋二委員。

渡邊：渡邊です。よろしく願いいたします。

尾形：なお、本日、檜葉町繁岡行政区区長、小澤功一委員、檜葉町行政区長会会長、鈴木稔委員は所用のためご欠席です。

議事に入ります前に、本日お配りしております資料の確認をさせていただきます。お手元にごございます資料の表紙が次第、委員名簿、座席表、設置要綱、資料1 特定廃棄物埋立処分事業の状況等について、参考資料1 としまして第14回管理型処分

場環境安全委員会議事録の順となっております。資料の不足等はございませんでしょうか。

それではこれより議事に入らせていただきます。議事の運営は管理型処分場環境安全委員会設置要綱第4の3の規定により委員長の進行となります。河津委員長、議事進行についてお願いいたします。

河津：皆さんよろしく申し上げます。それでは早速議事の方に入らせていただきます。まず議題（1）特定廃棄物埋立処分事業の状況等について、事務局の方から説明をお願いいたします。

小福田：環境省福島地方環境事務所廃棄物処理施設運営管理室長をしております小福田でございます。本日はどうぞよろしくお願いいたします。私からお手元の資料1に沿ってご説明させていただきます。着座にて失礼いたします。

まず、先ほどのセメント固型化処理施設の現地のご視察大変ありがとうございました。前回の10月の環境安全委員会でも申し上げましたとおり、その時点ではセメント固型化処理施設の運営は終了しております。あとは埋立処分施設への搬入の本当に最後というような状況でございましたけれども、その後おかげさまで10月末をもって特定廃棄物埋立処分施設、旧エコテックへの特定廃棄物の搬入は無事に終了したというところでございます。これもひとえに地元の皆さまのご理解・ご協力があったかと考えてございます。改めて厚く御礼申し上げます。ありがとうございました。

それでは1ページをご覧ください。これまでの実績を改めて整理したものでございます。令和5年10月末までの埋立ての実績は296,375袋、輸送車両の延べ台数は61,454台となっております。

二つ目でございますけれども、こちらは従来のお約束どおり10月末をもって特定廃棄物の搬入を、搬入開始から約6年で終了し、残り4年間は双葉郡8町村で発生した生活ごみを埋立処分するというところでございます。

補足といたしまして、資料にはございませんが、元々震災前から双葉地方広域市町村圏組合の最終処分場として大熊町に所在しておりますクリーンセンターふたばという施設がございます。4年を経過した後、すなわち令和9年11月以降はそちらに生活ごみの搬入を移行するという予定でございます。

10月末に特定廃棄物の埋立てそのものは終了し、それ以降の残りの4年間は生活ごみを埋め立てていくというところでございますが、11月以降は生活ごみの搬入を行っていない状況でございます。前回の環境安全委員会でも処分場への搬入は1月下旬頃というところで申し上げておりましたが、その後の現場等の調整によって、現時点での計画では、2月1日から15日の期間に生活ごみを詰め替えた地盤改良用収納容器約150袋程度を、2週間程度で搬入・埋立てを予定しているところでございます。

次に2ページをご説明させていただきますが、下流側区画の北側では最終覆土を施工中でございます。前回の資料でもご説明させていただいたと記憶はしてございますが、既に下流側区画の北側については廃棄物が最上部まで埋まっている状況で

ございますので、水処理の観点から最終覆土の施工を行っているところでございます。

今年度約 150 袋の生活ごみの搬入を行うと申し上げましたが、この生活ごみにつきましては下流側区画の南側、2 ページのオレンジで囲ってある丸の辺りに生活ごみを埋め立てる計画をしているところでございます。

一方でこの下流側区画の南側につきましても既に上部まで廃棄物が埋まっているような状況でございますので、後ほど詳細をご説明いたしますが、令和 6 年度以降につきましては上流側の区画を使って生活ごみの埋立てを行っていく計画をしているところでございます。

続きまして 3 ページ、埋立地内の状況についてでございます。先ほどの説明と重複いたしますが、下流側については 11 層目まで埋まっている状況でございます。一方で上流側につきましては若干ではありますが下流側に比べて空き容量がある状況でございますので、先ほど申し上げましたとおり、今年度は下流側を使って、来年度以降は上流側を使って生活ごみの埋立てを行っていくことを計画しているところでございます。

ページの下部に上流側、下流側それぞれからの航空写真を載せておりますので適宜ご参照いただければと思います。

次に 4 ページをご覧ください。埋立実績と埋立計画でございます。こちらも前回の環境安全委員会でお示した資料とほぼ変わっていない状況でございます。10 月末までの実績のみが確定したという状況でございます。改めてご説明させていただきますと、令和 5 年 10 月末までの実績というところで 296,375 袋でございますが、その内訳といたしまして角型のフレキシブルコンテナ、セメント固型化物と記載してございますが、こちらは先ほど直前にご覧いただいたセメント固型化処理施設で固型化したものが 95,709 袋埋立が完了しているというところでございます。一方でセメント固型化しないもの、今後入ってくる生活ごみも地盤改良用収納容器となりますが、こちらについては 200,666 袋の実績があったところでございます。また、残りの 4 年間で生活ごみを埋め立てると申し上げましたが、計画としまして残りの 4 年間かけて累計でほぼ 30 万袋程度になると想定しているところでございます。

次をおめくりください。5 ページにつきましては環境モニタリングの結果についてでございます。前回から時点の更新、10 月から 12 月のところが新たに追加されたところでございますが、モニタリング計測箇所は右上の図面に記載のとおりでございます。左下は敷地境界における空間線量率でございますが、特段の異常は見られておらず、搬入開始以降、ほぼ減少傾向にあると考えているところでございます。また、施設下流域の河川中の放射能濃度につきましても、全て検出下限値未満という状況でございます。放流水の水質、これはセシウム以外の元々の廃棄物最終処分場として水の管理を行っている項目がたくさんございますが、こちらについても全て法に定める基準値等を下回っている状況でございます。

ここまでではこれまでの実績、今後考えている計画で、これまでと特段変更がない部分でございますが、次ページから説明いたします 6 ページ以降の部分につきましては、今後生活ごみを搬入するにあたって、これまでの運用と若干われわれとして

変更したいと考えている部分がございます。その内容について、まず6ページを使って概要を説明させていただきまして、以降のページで個別に詳細についてご説明させていただければと思います。

まず生活ごみに関する変更点として、中央の四角で囲んでいる表をご覧ください。これまでは特定廃棄物が輸送されていた昨年10月までは1日に最大で10t ダンプ65台と、それなりの台数がある状況でした。一方、先ほど2月から2週間ほど生活ごみ約150袋を運搬する計画と申し上げたとおり、今後生活ごみだけの運搬となりますとダンプの台数が非常に少なくなるということが想定されますので、一部運用を変えたいという趣旨でございます。

まず一つ目、輸送ルートでございます。従前の対応については高速道路を使用していたのが、今後は一般道を使用したいと考えているところでございます。

二つ目、運行管理システムによる輸送車両の管理運用というところでございますが、先ほど申し上げましたとおり、これまでは台数がそれなりにありましたので運行管理システムによる管理を行ってまいりました。かつ特定廃棄物という放射性物質に汚染された廃棄物を運搬していたということがございましたので、緑色のフロントマスクで特定廃棄物を運搬している車両であると明示した上で運搬してまいりましたが、今後は放射性物質に汚染された廃棄物の運搬は行わず、双葉郡8町村の住民の皆さまの生活によって発生した廃棄物、いわゆる生活ごみ、家庭ごみのみを埋立処分施設に搬入することになります。そのような状況もございまして、システム管理を行わないほか、フロントマスクを付けずに運搬を行いたいと考えているところでございます。詳細は後ほどご説明させていただきます。

もう一つ、地盤改良用収納容器への詰め替え場所になりますが、埋立処分施設に埋め立てるための容器、ちょうど外に展示されている容器でございますが、これまで容器に詰め替えを行っていたのは、生活ごみについては浪江町の114号沿いにある北部衛生センターの中で実施してまいりましたが、今後は埋立処分施設の中で実施したいと考えているところでございます。この趣旨についても後ほどご説明させていただきます。

もう一つ、6ページの下段の緑の四角の囲みをご説明させていただきます。もちろん生活ごみでございますので、放射性物質の濃度が8,000Bq/kgを超えることは想定されていないところでございますが、主灰等の放射性物質の濃度が8,000Bq/kg以下であるということを確認した上で、今後は以下のとおり輸送したいと考えているところでございます。

まず一つ目、令和5年度中の焼却主灰と不燃物を輸送と記載してございますが、こちらは最初の1ページでも申し上げました、2月1日から15日までの間に運搬する約150袋の部分がこちらに該当するものでございます。

二つ目のポツでございますが、令和6年度以降は埋立処分施設の中に搬入するのは不燃物のみをしたいと考えているところでございます。その一方でこれまで埋立処分施設に搬入してきた焼却灰、いわゆる焼却主灰と飛灰については、こちらの埋立処分施設へは搬入せず、再資源化を図りたいと考えてございます。こちらも後ほどご説明いたします。

おめくりいただきました7ページが先ほど説明した変更点を図に表したものでございます。それぞれご説明させていただきますと、これは生活ごみのみに特化したものでございますので、特定廃棄物とは別物とご認識いただければと思います。まず今年度までは檜葉町にございます南部衛生センターで不燃物が発生しております、それを一度浪江町の北部衛生センターへ運搬を行い、そこで地盤改良用収納容器に詰め替えるという作業を行ってございました。北部衛生センターでは焼却主灰、飛灰が発生していましたが、焼却主灰と南部衛生センターから運搬した不燃物につきましては北部衛生センターの中で地盤改良用収納容器、座布団のような容器に詰め替えを行っていたところでございます。一方で、北部衛生センターで発生した飛灰はどうしていたかと申し上げますと、先ほどご視察をいただいたセメント固型化処理施設で固型化した上、埋立処分施設に運搬を行っていたのがこれまでの生活ごみの流れでございました。

下の注釈に記載しており先ほどと重複いたしますが、2月1日から15日に約150袋の輸送を予定しており、輸送体制につきましては概ね1日あたり4台程度、延べ40台程度で輸送車両は10tダンプの使用を予定してございます。

一方で右側にございます令和6年度以降の生活ごみの処分の変更点でございますが、まず灰からご説明いたしますと、北部衛生センターにおきましては可燃物を燃やした焼却主灰と飛灰が発生しておりますが、こちらは埋立処分施設には運搬せず再資源化を図っていきたいと考えているところでございます。もうひとつの不燃物でございますが、不燃物につきましてはこれまでは北部衛生センターでの詰め替えを行っていた状況でございますが、今後は埋立処分施設に運搬を行いたいと考えているところでございます。なお、現在、双葉地方広域市町村圏組合で管理を行っております北部衛生センターは稼働中で、南部衛生センターは改修工事を行っていると認識しているところでございますが、令和7年度以降、南部衛生センターの稼働が再開すると伺っておりますので、南部衛生センターから発生した灰についても同様に再資源化を図っていきたいと考えているところでございます。

下段の右側の注釈のところのご説明をいたします。令和6年度以降の埋立処分施設への輸送の見込みでございますが、不燃物のみとなりますので、非常に台数が少なくなると想定しています。年間の輸送量はフレキシブルコンテナで300袋程度を想定しており、一月に換算しますと25袋程度と、これまでの特定廃棄物の運搬量に比べますと非常に少ない量になると考えているところでございます。年間の輸送台数も100台程度となり、一月あたり延べ10台程度と想定しているところでございます。輸送車両につきましては4t車の使用を想定しています。これまでは10t車を使用していましたが、南部衛生センターは10t車が入ることが物理的に難しいという敷地の事情もございまして、フレキシブルコンテナに入った不燃物を南部衛生センターから4t車で埋立処分施設に運搬を行う方法を考えているところでございます。

8ページ以降は、これまでご説明いたしました変更点の詳細と趣旨等を含めまして改めてご説明させていただきます。

8ページは輸送の関係の変更点でございます。右側には輸送ルートに記載していま

す。まず左側の変更点を概要に沿ってご説明させていただきます。先ほどもご説明いたしました、昨年 10 月までは高速道路である常磐道を用いた輸送を実施しておりまして、運行管理システムを使った管理を実施していたというところでございます。これは台数が 1 日最大 65 台と非常に多かったこともありまして、なるべく一般の車両へのご迷惑が掛からないようにするという趣旨もございました。運行管理システムを使っていたことの趣旨も同様でございます。一方、先ほど申し上げましたとおり非常に台数が少なくなるというところがございます。具体的に申し上げますと、右側のルート図をご覧くださいながらと思いますが、これまでは生活ごみは浪江町の北部衛生センターから 114 号を東に向かいまして浪江インターで常磐道に乗り、常磐富岡インターで降り、それから県道を東の方に向かって 6 号を南下してくるというルートを取っていたところでございます。ここを北部衛生センターから 114 号を使ってそのまま 6 号まで出てまいりまして、それで南下するというルートを想定しているところがございます。富岡町内に入り県道 36 号と国道 6 号が合流した所からは今年度中については変わらない予定で計画しているところがございます。従いまして今年度運ぶと申し上げました約 150 袋分については赤いルートで運びたいと考えているところがございます。

左側の説明に戻らせていただきますが、かつ書きの「ただし」のところを先にご説明させていただきます。運行管理システムを使わないと申し上げましたが、輸送車両とはいつでも連絡がとれる体制を整えていくことは安全管理の観点でも非常に重要だと考えてございますので、運搬する際は通信機器を携行させ、通常連絡に加えて緊急時においても速やかに連絡が取れる体制を確保するというところがございます。そして万が一事故が発生した場合には埋立処分施設の職員が発生場所に急行し、事故対応を実施することを考えてございます。この埋立処分施設の職員は、埋立処分施設内に環境省の管理事務所がありますが、こちらに勤務している環境省の職員を想定しております。文章が戻りますが、右側でお示しているルートは今年度に運搬するルートとなっております。令和 6 年 4 月以降は南部衛生センターから埋立処分施設に不燃物を輸送すると先ほど申し上げたところですが、こちらの輸送をどういうルートを通るかにつきましては地元の方々と調整し、今後決定していきたいと考えているところがございます。

そして二つ目、フロントマスクでございます。中央下段にこれまでの運搬方法の写真を載せています。ご覧のとおり緑色のマスクを付け、「環境省特定廃棄物等運搬車」と明記した車両で埋立処分施設に廃棄物の運搬を行ってきたところですが、生活ごみのみになることを踏まえ、フロントマスクを付けない運搬方法を考えているところがございます。この趣旨としましては、これまでは放射性物質で汚染された廃棄物の運搬を行ってございましたので、しっかりとそういうものを運んでいると明示する必要があったと考えております。一方で今後は生活ごみのみになりますので、逆にこういうマスクを付けていると、あらぬ風評被害を生むのではないかとということ懸念いたしまして、できればこのマスクを取り外して運搬することを考えているところがございます。一方で、環境省の車両であるということはしっかりと明示する必要があると考えていますので、ダッシュボードに掲示予定のマークとして記

載しておりますが、環境省の関係車両であることが識別でき、環境省の責任の下で行っている事業だということが分かるようにするためにマークを付けて運搬するという事を考えているところでございます。こちらが輸送のルート等に関するご説明でございます。

次に9ページをご覧ください。次の変更点としましては埋立処分施設で不燃物の容器への詰め替えを行うことについてのご説明でございます。まず埋立処分施設で詰め替えを行うことを考えた目的と趣旨をご説明させていただきます。右側の囲みの上の一つ目をご覧ください。先ほども申し上げましたとおり、今、生活ごみの不燃物につきましては檜葉町の南部衛生センターで発生している状況でございます。それをこれまでには北部衛生センターに運搬した上で、そこで詰め替えを行い、また南下して処分場に搬入するというやり方をしておりました。一方、11月以降に大きく変わる点としまして、まず運搬する台数が少なくなること、かつ生活ごみだけの運搬になることがございます。次に、これまで北部衛生センターにおいて仮設のテントを建てて詰め替えを行っている状況にありましたが、間もなく仮設テントの設置の期限が切れ、それ以上継続して使用することができないという事情もございます。これらの事情を鑑みまして、どこで詰め替えを行うことが適当なのかを考えた結果、埋立処分施設にある既存のテントを活用した詰め替えを行うことが適当なのではないかと考えたところでございます。

南部衛生センターから不燃物が発生していると申し上げましたが、一度、檜葉町から浪江町に運搬し、また檜葉町に戻ってくるルートとなりますと、運搬する距離が長くなり、事故のリスクが高くなってしまいうこともございますし、やはり一度北に向かい、南に戻ってくるというのは非常に、言葉が悪いですが二度手間ということにもなってしまいますので、そうであれば台数が少なくなる、かつ4t車での運搬になるということもございますので、いろいろ取り回し等も行いやすくなることを考えますと、埋立処分施設の中で詰め替えを行うのが、安全面も考慮すると適当なのではないかと考えたところでございます。左側に具体的な図面と写真を載せてございますが、元々入口に、特定廃棄物の運搬中もそうでしたが、放射線を測るゲートモニタがございます。ゲートモニタで線量が問題ないことを確認した上で、その後積み荷を確認するテントがございますが、その積み荷を確認するテントを活用し、この中で袋に詰める作業、転圧などを行い問題ないことを確認した上で埋め立てるという作業を行いたいと考えているところでございます。なお、こちらのテントを使用する際は、密閉した構造にする必要がございますので、その改修を今後行っていく予定です。なお、生活ごみのみとなりますが、埋立処分施設の中の管理区域の設定、廃棄物の管理そのものは行う必要がございますので、受け入れ管理や車両管理につきましてはこれまでと同様に行っていくことを計画しているところでございます。以上が地盤改良用収納容器詰め替えに関するところでございます。

次をおめくりいただきまして10ページでございます。こちらは生活ごみの埋立処分、最終覆土施工についてでございます。こちらの工事の進め方そのものにつきましては前回のご説明時と変更等はございません。2ページ目でも申し上げましたが、下流側区画の北側は既に最終覆土に着手しており、下流側区画の南側を使って今年

度中は生活ごみの埋立てを行い、来年度は上流側を使って埋立処分を行うことを考えてございます。右下の最終覆土の模式断面図をご覧ください。高さ調整土や保護土、いわゆる土を使う箇所がございますが、括弧に「遮蔽土利用」と書いているところがございます。ここが新たにご説明させていただくところとなります。最終覆土がいわゆる土を使うところとなりますが、最終覆土の施工にあたっては遮蔽土の利用を積極的に行っていきたいと考えてございます。この遮蔽土は、地元の皆さまにはご認識のこととは思いますが改めてご説明させていただきます。元々遮蔽土はいわゆる除染の仮置場で除染の土壌を放射線から遮蔽するために周りを囲っていた、汚染されていない普通の土でございました。除染したものは大熊・双葉の中間貯蔵施設に運搬し、仮置場から除染したものはなくなった一方で、遮蔽土があることによって仮置場をお返しできていない場所が幾つかある状況でございます。遮蔽土は普通の土ということでございますので、使える遮蔽土があればこちらの埋立処分施設で積極的に活用することによって少しでも地元の仮置場の解消につながることであればと考えているところでございます。もちろん利用にあたっては放射能濃度の測定を行い、性状等が問題ないと判断されたものを使いたいと考えているところでございます。余談にはなりますが、遮蔽土は既にいろいろな所での活用の実績がございまして、下の緑の注釈に記載しているところではございますが、いろいろな基盤整備や圃場整備、団地の造成などに既に活用されている実績がございません。

最後 11 ページ、モニタリングについてでございます。これまでは特定廃棄物の埋立てを行ってまいりましたが、今後生活ごみのみとなり、それにあたってのモニタリングを今後どうするかというようなところでございます。結論を申し上げますと、基本的には変わらない予定でございます。唯一搬入道路のところのみ、先ほどからも申し上げているとおり輸送台数がこれまでは 1 日最大 65 台と多い台数でありましたが、今後は台数が少なくなります。とはいえ台数が少なくなりましても異常がない、変わらないという点は当面の間は継続してしっかり確認していく必要がありますので、輸送時期に合わせて年 4 回実施するということを計画しているところでございます。令和 7 年度以降については作業状況等を踏まえて適宜変更を考えていますが、こういった委員会の場合などでいろいろなご意見を頂きながら本当に減らすべきなのか、ものによっては増やすべきではないかということもあるかと思えます。地元の皆さまのご意見を踏まえながらどのような頻度にしていくのかなどを考えてまいります。資料についての私からの説明は以上でございます。ありがとうございました。

河津：どうもありがとうございました。それではただ今の説明に関して、まずご質問、ご意見等ございましたらどうぞ遠慮なく、細かいことでも結構ですのでご質問、ご意見をお願いします。いかがでしょうか。はい、お願いします。

植頭：若干質問させていただきます。まず 6 ページ目ですけれども、生活ごみの輸送は放射能濃度が 8,000Bq/kg 以下であることを確認する方法はどのようにお考えかというところをまずお聞かせください。線量換算でよろしいですか。

香田：ありがとうございます。環境省福島地方環境事務所廃棄物対策課課長の香田でござ



います。まず焼却灰ですが、これまでも焼却灰に関しては双葉地方広域市町村圏組合の焼却炉で発生した焼却灰を濃度で測っております。これは法令上、廃棄物焼却施設に関してはそこから出てくる焼却灰の濃度を測ることを義務付けられております関係で、双葉地方広域市町村圏組合の方で測られているデータをわれわれも保有といえますか、われわれもそれを見ておまして、放射能濃度がどういう値であるかというところは確認した上で、今までも輸送しております。不燃物に関しては特段そういった法令上の義務はありませんけれども、われわれの方で運ぶ対象物についてはサンプルを採って放射能濃度を測らせていただいているところでございます。

植頭：分かりました。ゲートモニタで入るときに線量の変化で測るわけではなく、事前に濃度で測っていくということによろしいですね。

香田：ありがとうございます。ゲートモニタで測っているよりも前に、運搬する前にわれわれどもの方ではどういう濃度のものをまずダンプに載せているかというところは既に把握をした上で運搬を行っております。その上で埋立処分施設に到着してゲートモニタを通して変な物が紛れていないということを再確認するような意味合いでゲートモニタを通過しているところでございます。

植頭：はい、ありがとうございます。ゲートモニタだけだと10万Bq/kgのものに関して今まで確認していたときの変動範囲と8,000Bq/kgの変動範囲は変わってくるので、確認しました。あと7ページ目、令和6年度以降、溶融処理等による再資源化と書いてありますけど、これはどこで溶融処理を行うのか、もしイメージがあったら教えてください。

香田：ありがとうございます。環境省の香田でございます。次年度以降の話になりますので、今具体的にどこということわれわれどもが明言できる状況ではございませんが、今念頭に置いておりますのは、これまで環境省事業にご協力を頂いてきた、環境省事業で発生した一般廃棄物たる灰を取り扱って同じように資源化をしてきた実績がある業者さんを念頭に置いておまして、そういった民間の力を活用しながら資源化を試みるができないかというようなイメージを持っております。

植頭：ありがとうございます。続いて、すみません、8ページ目ですけれども、今後運行管理システムによる管理が行われないということは、事故があったときに通報するドライバーからの連絡が第一報になってくると思います。これまでは例えば車が、トラックが止まってしまってもずっと動かない場合、アラートが鳴ったかもしれませんが、今度はその情報の第一報はドライバーからの連絡になるので、事故時の対応が後手に回らないような何か訓練を通して、どの場所でどういう事故があったのかというのがドライバーから確実に伝わるように、そしてそれを受けた側が確実に対応できるようお願いいたします。

小福田：ご指導ありがとうございます。そのようにさせていただきます。

河津：はい。続いてどうぞ。

植頭：はい、すみません。あと9ページですけど、今後生活ごみが入ってくるということになって、今埋立処分施設の中で除染電離則に基づく管理区域の設定というものがなされていると思いますが、これも引き続きそのまま管理されていくというような

ことでよろしいでしょうか。

小福田：はい、ご認識のとおりでございます。当面の間は、議論はあるかと思いますが少なくとも埋立処分施設で埋立を行っている間は管理区域の設定が必要と考えてございます。もちろんその後、線量等のデータが集まった段階でデータ等を確認し、大丈夫そうであれば管理区域を解除していくことになるというのは想定しているところでございます。

植頭：はい。そのような考えでよろしいと思います。引き続き見ていきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。以上です。

河津：はい、ありがとうございました。他に委員の方いかがでしょうか、では加藤委員、お願いします。

加藤：福島県の加藤でございます。11 ページですが、モニタリングについて、もしかしたらご説明されたかもしれないのですが、もう 1 回確認も兼ねて、来年度は基本的にこれまでと同様のモニタリングを行うけれど、輸送に関しては年 4 回に減らすということと思いました。来年度の輸送台数は大体年間 100 台ということなので、輸送自体を年間 4 回行うという、要は 25 台ずつ 4 回輸送するというイメージなのか、そのあたりを確認させていただければと思います。

小福田：ご質問ありがとうございます。具体的な回転数や 1 日何台になるのかなど詰め切れておりませんが、少なくとも発生したものをすぐ運搬するなどの対応をとると大変非効率でございますので、少なくともある程度たまってからまとめて運ぶ形になると考えてございます。月に数日であるとか、決まった日に運搬を行うなどの対応になるのではないかと現時点でイメージしているところでございます。従って輸送が年 4 回しかないとかそういうことではないとは思いますが。

加藤：今は年に何回輸送に関してモニタリングを行っているのですか。

小福田：今は月 1 回。

加藤：月 1 回、分かりました。

河津：他にいかがでしょうか。私から 1 点だけ確認させてください。7 ページですが、令和 6 年度以降には再資源化を行うというような違いですね。そのときに何を再生利用したいかということでは、飛灰とか主灰だと思っておりますが、今度は生活ごみだけという話で、中身といいますかそれが違うのは、生活ごみと今までの特定廃棄物の違いだけで、前のときに生活ごみも入っていましたよね、今度の令和 6 年度以降についてはそういったものは入ってこないというか明らかに性質が違って下がっているのだよということだと思っておりますが、そうであれば、例えば今までで主灰・飛灰で濃度がだいぶ下がってきているのではないかと思っております。それがどの程度下がってきているから大丈夫だよというようなことが、今までのデータで多分示せるのだと思っておりますが、その辺の確認はされていますか。

香田：はい、ありがとうございます。ご質問にお答えできているか分かりませんが、昨年 10 月まで埋立処分施設の方に搬入しておりました双葉広域組合の焼却灰に関して、先ほど植頭先生からもお話もありましたが、8,000Bq/kg を超えるような灰というのは現状ほぼ出ていない状態でございます。数千 Bq/kg ぐらいのものが飛灰の濃度で、大体数百 Bq/kg 程度ぐらいだろうというのが主灰の濃度で、もう数えるほど、

もしくはいわゆるND、検出下限値未満というようなのが不燃物の濃度というのがそれぞれ現状の、大体それぐらいのオーダーだと認識しています。ですので、いわゆる指定廃棄物相当のものというのはほぼ発生してしないと言ってよろしいかと思っております。一方で埋立処分施設の事業が開始された当初ですとか、あるいは震災当初ですとか、そういったところにさかのぼるとやはり焼却灰の中にはそういったオーダーのものが一定割合存在していた時期がございますので、今先生からご指摘がありましたように濃度の経年的な減少というものは間違いなく存在していると思っております。

河津：ありがとうございます。相当下がっているということは想像がつくのですけれども、そこら辺のデータの確認を。今度再資源化するわけですので、それは一般的に出回るわけですね。それは全く安全であるということをきちっと何らかの形で示せるようなデータというのが是非あるべきと感じているのですけれど。

香田：はい、ありがとうございます。そうした意味ではわれわれが今ご指摘のようにどういうものを出して、それがどういふものになって、その先に行っているかとか、われわれが追えるような範囲で可能な限りそういう情報はちゃんと持った上でこの事業を進めるということは心掛けるようにしたいと思います。ありがとうございます。

河津：よろしく申し上げます。他にいかがでしょうか。

植頭：2月1日から輸送が始まるということで、この時期に環境安全委員会を開催して、委員に情報提供があったということで受け止めております。これまでの環境安全委員会ですと環境モニタリングや情報発信拠点に関しての話があり、それを住民の方々にもご議論いただいております。今年度のモニタリングと情報公開に関して、この委員会を年度内にもう一度やるのか、それとも次の委員会の中でまとめて報告されるのか、どのようにお考えなのかを教えてください。

小福田：はい、ありがとうございます。例年、環境安全委員会は3月に開催していたと認識しています。上半期1回、下半期1回のようなイメージで開催しており、今回は下半期の開催としては前倒したイメージでございますので、3月にもう1回開催ということは想定してはおりません。ただ、先ほど植頭委員のご指摘を踏まえて、しっかりとそういった情報はお知らせしておくべきだというご指摘だと思われまますので、もしお許しいただけるのであれば委員の皆さま向けに3月末で開催していた際に提供させていただいていたモニタリングデータなどを別に送らせていただく対応はさせていただくことは可能と考えているところでございます。

植頭：はい、ありがとうございます。やはりこの会議が開かれたものであるためには、そういう情報が分かれば早めに住民の方々にもお知らせする必要があると私は認識しています。今後専門家の委員会があって、そこでの評価がありますので、そういうところで方向性だけでも、影響はなかったのか、あったのか、それから情報発信拠点に関してはどうだったのかというところをかいつまんでご報告いただければいいかなと思っております。よろしく願いいたします。

小福田：はい、ありがとうございます。提供方法等については中でも検討させていただければと思います。

河津：はい、ありがとうございました。他にいかがでしょうか。安藤委員、お願いします。

安藤：福島県の安藤でございます。私の方から1点要望ですが、輸送の安全についてです。輸送ルートや使用する車両、システムを使わなくなるなどいろいろと変わってくる面があると思いますので、輸送中の交通ルールの順守や安全教育をしっかりと行っていただきたいというお願いでございます。

香田：ありがとうございます。これまでも輸送に当たって一般の方々あるいは高速道路を含めわれわれどもが使わせていただく道路の交通に支障がないように、あるいは周辺の皆さまにご迷惑をお掛けしないように、今ご指摘の訓練ですとか安全教育を徹底してまいったところでございます。生活ごみの輸送だからといって何かそういったところで手を抜くなどとは当然ながら全く考えておりませんで、引き続きわれわれが責任を持って事業を行う以上は今ご指摘の点についても継続して実施してまいる所存でございます。

河津：はい、ありがとうございました。やはり環境省自らやるということですので、事故がないように行うのが当たり前ですので、引き続きしっかりとやっていただければと思います。他にいかがでしょうか。よろしいですか。何でも結構ですので。この際ですから、要望なり、ご意見なり、提案なり、何なり構いませんので、いかがでしょうか。今日は特に2番の報告はなかったのですね。今回は。

小福田：そうですね。基本的に生活ごみの運搬だけになるということに、運用が変更となる肝となる点についてこの場でお諮りさせていただきたかったというような趣旨でございます。

河津：年度内は今回で終わりだということもあるわけですね。ですからいろいろ普段思っていることの中で、先ほどの議題に限らずもし何かあればどんどんご意見なりおっしゃっていただければと思いますが、いかがでしょうか。よろしいですか。それでは今日の話もそうですけれども、普段からぜひ環境省の方なりとコミュニケーションを取りながら、何かあればその都度要望なりご質問を含めてご意見なりをそれぞれ言っていただければと思います。

河津：それではその次の議題はその他になっていますけど、何かありますでしょうか。事務局は何かありますか。

小福田：特段ございません。

河津：はい。それではよろしいでしょうか。今日は午後からということで現場を見たりして、トータル的に2時間ほど過ぎているのですけれども、それでは今日はこれ以上なければこれで委員会の方は閉会させていただきたいと思います。それではどうもいろいろとありがとうございました。お世話になりました。それでは司会の方にマイクをお渡しします。

尾形：河津委員長、議事進行をありがとうございました。閉会にあたりまして環境省環境再生資源循環局、長田よりあいさつを申し上げます。

長田：環境省参事官の長田でございます。本日はご多忙のところを現地調査からの引き続きの活発なご議論をありがとうございました。本日は先ほどご説明しましたように処分の対象が生活ごみになっていくということを踏まえまして、それに伴う変更点を中心にご説明させていただいたところでございます。環境安全委員会を中心にし

まして安全に事業を進めていくということは引き続き大変重要だと思っております。地域の方々にもご理解を頂きながら必要なモニタリングデータ等安全に係る情報をしっかり取得をしまして、またそれを適切に発信しながら事業を進めていくということが大事だと思っております。次回はそのあたりもしっかりとご説明をさせていただきたいと思っておりますので、引き続きのご指導をどうぞよろしくお願いいたします。本日はどうもありがとうございました。

尾形：以上をもちまして、第15回管理型処分場環境安全委員会を閉会いたします。ありがとうございました。